

事務連絡  
令和3年3月30日

各都道府県 保育士等キャリアアップ研修事業主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）に係る研修要件については、令和元年6月24日付通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」により内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で通知するとともに、保育所や地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）を対象とした研修内容等の詳細については、平成29年4月1日付通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」により厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長名で通知しているところです。

今般、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修（以下「本研修」という。）について、保育所等に勤務する保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野について、受講科目を容易に選択できるよう、下記のとおり、考え方や例をお示ししますので、参考にしてください。なお、これにより、加算Ⅱの研修要件の対象者及び修了すべき研修分野を限定するものではありませんので、ご注意ください。

また、本研修の実施方法については、令和元年6月24日付通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」等でお示ししているとおり、eラーニング等による実施も可能である旨改めてお知らせします。このeラーニング等の実施に際しては、令和2年度第3次補正予算において、都道府県が実施する本研修等を在宅等で受講できるよう、研修をオンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等への支援に必要な所要額を計上しているところです。令和3年度においても、本予算の本省繰越を行い、事業を実施する予定としていますので、本事業を積極的に活用し、eラーニング等の実施に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

記

## 1. 保育士以外の職員が受講することが考えられる研修分野の考え方等について

本研修は、保育現場の多様な課題への対応等のため、保育士以外の職員においても各施設で求められている職務や役割に応じ、保育現場の多様な課題への対応や他職種との協働等に必要な資質の向上に努めていただく観点から、本研修を積極的に受講していただくことが重要と考えています。研修分野の選択に当たっては、各施設で求められている職務や役割等に応じた研修分野を受講していただくことが望まれます。なお、一般的に受講が考えられる研修分野について以下に例示します。

(参考例)

### 【調理員・栄養士】

給食提供に関連して食育や衛生管理等に携わるとともに、子どもの食に関連した子育て支援を保育士と連携して行うことが考えられる。そうした職務を担う職員については、以下の研修分野を受講することが考えられる。

(研修分野)

「食育・アレルギー対応」、「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」など

### 【看護師】

保健に関する専門的知識及び技能を有し、特に低年齢児を中心としつつ園児全体に対する保健的対応を行うとともに、子育て支援を保育士と連携して行うことが考えられる。そうした職務を担う職員については、以下の研修分野を受講することが考えられる。

(研修分野)

「保健衛生・安全対策」、「乳児保育」、「障害児保育」及び「保護者支援・子育て支援」など

### 【事務職員】

事故防止・災害対応・感染症対応のマニュアルの策定や地域における関係機関との連絡調整を行う場合も考えられる。そうした職務を担う職員については、以下の研修分野を受講することが考えられる。

(研修分野)

「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」など

以上

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育士対策係 Tel:03-5253-1111 (内線 4958) Fax:03-3595-2674
--